ＳＡ・ＰＡに接続するスマートＩＣ社会実験におけるＥＴＣシステム利用規程

（目的）

第１条　この利用規程は、国土交通省が行うＥＴＣを活用した高速道路のＳＡ・ＰＡに接続するスマートＩＣ（ＥＴＣ専用ＩＣ）（以下『スマートＩＣ』といいます。）社会実験実施にあたり、スマートＩＣでの特別の取扱について、周知すべき事項を定めたものです。

（通行上の注意事項）

第２条　スマートＩＣのＥＴＣ専用出入口車線（以下「スマートＩＣ車線」といいます。）を通行する者は、次の各号に掲げる事項を遵守してください。

一　スマートＩＣ車線の前後に設置している看板やその他の案内に従って走行し、指定された停止位置（以下「停止位置」といいます。）で、必ず一旦停止すること。

二　停止後、無線通信を行いスマートＩＣ車線上にある開閉式の横木（以下「開閉棒」といいます。）が開放するので、開いたことを確認して発進すること。なお、停止位置にて通信開始ボタンを押す必要がある場合もあるので、看板等の指示に従うこと。

三　開閉棒が閉じたままの場合は、係員の指示に従うこと。

（通行制限等）

第３条　ＥＴＣシステムを利用しない車両は、スマートＩＣを利用することができませんので、スマートＩＣ車線に進入しないでください。誤って進入した場合は、開閉棒が閉じた状態であるので、係員の指示に従ってください。

２　スマートＩＣでは、通行可能な車種や時間帯が限定される場合があります。設置している看板やその他の案内に従って、通行可能であることを確認しスマートＩＣを利用してください。

３　スマートＩＣでは、道路の管理上必要な場合、予告なしにスマートＩＣ車線を閉鎖することがあります。その場合、当該スマートＩＣでは流入出できません。

（別の定め）

第４条　利用証明書の取扱などスマートＩＣ社会実験の実施に関し必要な事項は、別に定めます。

附則

この利用規程は、平成１６年１０月１５日からスマートＩＣ社会実験が終了するまで適用します。